

療養費（治療用装具）を作成された方へ

保険診療において、保険医が治療上必要があると認めて作成した関節用装具、コルセット等の治療用装具は保険給付の対象となります。（要した費用の限度内において対象となり、装具によって上限額があります。）

● 申請に必要なもの

- ① 国民健康保険療養費支給申請書
※国保年金課国民健康保険係に備えつけてあります。
- ② 担当保険医の証明書等（原本）（病名、治療用装具を必要とする説明等）
※平成30年4月から厚生労働省通知により、治療用装具の申請に保険医が治療装具の装着（適合）を確認した年月日のある装具装着証明書、靴型装具の申請には当該装具の写真が必要になりました。
※小児弱視等の治療用眼鏡等について申請される際は、作成指示書（患者の検査結果記載有）が必要です。
- ③ 領収書（原本）（基本価格、製作要素価格、完成要素価格記入の明細書）
※領収書の日付は、証明書等の日付以降のものであり、義肢装具士の氏名の記載のあるもの
- ④ 保険証又は資格証明書
- ⑤ 通帳※世帯主様以外の口座へ振込みを希望される方は、委任状が必要です。
- ⑥ 印鑑（自動印不可）

★ その他

- ・申請期限について、費用を支払った日の翌日から2年で時効となります。
- ・千葉県国民健康保険団体連合会での審査が必要となるため、支給決定までに2～3ヶ月を要します。
- ・領収書の原本は、審査終了後、支給（不支給）決定通知送付の際に返却します。
- ・補聴器、松葉杖など日常生活を補助するものは申請の対象となりません。
- ・弾性着衣は、乳癌、子宮癌などのリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍術後のリンパ浮腫治療の場合に申請の対象となります。
- ・小児（作成の指示が出た日に9歳未満）の治療用眼鏡は、病名が、弱視・斜視・先天性白内障術後の屈折矯正の場合のみ申請の対象となります。
【更新】5歳未満：装着期間1年以上、5歳以上：装着期間2年以上

問い合わせ先

国保年金課給付管理係

電話 0475-80-1149